

## 津島市まちなか定住促進補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、「津島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」で定める重点戦略のうち「津島市に住み続けながら働けるようにする」の基本目標を達成するべく、その具体的な施策となる「利便性の高い居住環境の整備」を実践するため、地区計画区域内において定住する目的で新築住宅等を取得する者に対して、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語を次のとおり定める。

- (1) 地区計画 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項第1号に規定する計画
- (2) 補助対象住宅 地区計画区域内に新築された戸建て住宅（延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する併用住宅を含む。）
- (3) 補助対象敷地 補助対象住宅の建築されている土地
- (4) 長期優良住宅 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第2条第5項に規定する住宅

### (補助制度)

第3条 市長は、補助対象住宅又は補助対象敷地（以下「補助対象住宅等」という。）を取得した者に対し、最初に固定資産税が課せられることになった年度（以下「課税初年度」という。）の翌年度から3年間に限り、予算の範囲内において津島市まちなか定住促進補助金（以下、「補助金」という。）を交付する。

- 2 補助対象住宅を取得した日とは、補助対象住宅に係る所有権保存又は移転登記の登記原因日とする。
- 3 この補助金は、補助対象住宅等の転売又は転賃の目的で利用することはできない。
- 4 この補助金は、原則として補助金の交付を受けようとする者（以下、「応募者」という。）及びその親族が居住もしくは所有する住宅の建て替えのために利用することができない。

### (補助対象住宅)

第4条 補助対象住宅は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 内部に台所、浴室及び便所が設けられていること。
- (2) 居住の用に供する部分の延べ床面積の合計が75平方メートル以上であること。

### (補助対象者)

第5条 補助金の交付対象となる者（共有の場合を含む。以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 補助対象住宅に居住し、定住する意思のあること。
- (2) 補助対象住宅のほか、市内において自らが住むための住宅を有していないこと。
- (3) 令和2年4月1日から令和5年1月1日までに補助対象住宅等を取得し、令和5年3月31

日までに所有権保存又は移転登記をすること。

- (4) 補助対象住宅等を取得した日において、45歳以下であること。
  - (5) 市税を滞納していないこと。
  - (6) 自治会活動等へ参加する意思があること。
  - (7) 固定資産税の納税義務を有し、口座振替にて納税していること。
  - (8) 受領した補助金について、所得の申告を適正に行うこと。
  - (9) 補助対象者を含めた世帯全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- 2 補助対象者が死亡した場合は、その相続人の代表者が補助に係る権利を承継することができる。

（補助金額及び対象となる期間等）

第6条 補助金額、対象範囲、補助交付期間を別表1に定める。

- 2 前項に規定する補助金額は、補助対象住宅等が共有名義である場合は、共有者のうち前条第1項各号を満たす者全員の持ち分を按分した額とする。
- 3 補助対象住宅及び補助対象者について、別表2に該当する場合は補助金を加算して交付する。

（認定申請）

第7条 応募者は、補助対象者であることの認定を受けるために、課税初年度の9月末日までに「津島市まちなか定住促進補助金認定申請書（様式第1）」に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
  - (2) 建物平面図
  - (3) 補助対象住宅等を取得した際の売買契約書、工事施工契約書等の写し
  - (4) 補助対象住宅等に係る登記事項証明書
  - (5) 補助対象住宅に居住する者全員の住民票
  - (6) 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証（同法第7条の2第5項に規定する国土交通大臣等の指定を受けた者が発行する検査済証を含む。）の写し
  - (7) 応募者が補助対象住宅のほか、市内において自らが住むための住宅を有していないことを確認できる書類（固定資産名寄帳など）
  - (8) 市税を滞納していないことを明らかにする書類（完納証明書など）
  - (9) 定住する意思があること、自治会活動等へ参加する意思があること及び所得の申告を適正に行うことを誓約する書類
  - (10) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第7条に規定する、長期優良住宅建築等計画の認定の通知の写し（長期優良住宅に該当する場合に限る。）
  - (11) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する期間のうちに申請を行わなかった者のうち、市長においてやむを得ないと認める場合は、課税初年度の翌々年度の9月末日までの期間に限り、前項に規定する申請をすることができる。
- 3 第1項に規定する申請について、補助対象住宅等が共有名義である場合は、補助対象者である者全員が連名にて申請を行うことを要する。

4 市長は、第1項に規定する申請に対して、適当であると認めるときは、「津島市まちなか定住促進補助金認定通知書（様式第2）」により応募者に通知する。

（交付申請）

第8条 前条第4項の通知を受けた応募者（以下、「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとする各年度の12月末日までに「津島市まちなか定住促進補助金交付申請書（様式第3）」に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1）各年度の前年度における固定資産税の納税証明書
- （2）補助対象住宅に居住する者全員の住民票
- （3）固定資産税の課税明細書の写し
- （4）その他市長が必要と認める書類

2 前条第2項の申請が認められた者は、補助交付期間中に限り、申請を行わなかった年度の補助金を遡及して申請することができる。

（交付の決定）

第9条 市長は、前条第1項に規定する申請があったときは内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し「津島市まちなか定住促進補助金交付決定通知書（様式第4）」により申請者に通知する。

2 市長は、補助金の交付決定に際し必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（補助金の請求）

第10条 前条第1項に規定する交付決定を受けた申請者（以下、「交付決定者」という。）は、交付決定を受けた各年度の12月末日までに「津島市まちなか定住促進補助金請求書（様式第5）」を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定者に対して是正を指導するものとする。

- （1）交付決定者が、受領した補助金について所得の申告を適正に行っていないことが判明したとき。
- （2）交付決定者が、第7条第4項に規定する通知を受けた年度以降に、正当な理由なく転出又は転居したとき。
- （3）交付決定者が、第7条第4項に規定する通知を受けた年度以降に、補助対象住宅を取り壊し、貸与又は売却したとき。
- （4）交付決定者が、虚偽の申請、もしくは不正な手段により補助金の認定申請又は交付申請を行ったことが判明したとき。
- （5）その他市長が補助金を交付することが不適当と認めるとき。

2 市長は、前項に規定する指導を行った後も交付決定者による是正がなされないと判断されたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

(他の補助の併用)

第 12 条 補助対象者は、この要綱に基づく補助金に加え、市長が別に定める住宅の解体に係る補助金を、予算の範囲において利用することができる。

(その他)

第 13 条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第6条関係）

項目	補助金額	対象範囲	補助交付期間
家屋	補助対象者が納付した家屋に係る各年度の固定資産税相当額（上限10万円とする）	補助対象住宅のうち居住の用に供する部分	課税初年度の翌年度から起算して3年間を限度とする。
土地	補助対象者が納付した土地に係る各年度の固定資産税相当額（上限10万円とする）	補助対象敷地（補助対象住宅が併用住宅の場合は、敷地面積に居住の用に供する割合を乗じる）	課税初年度の翌年度から起算して3年間を限度とする。

備考：補助金の額は、100円単位とし、100円未満は切り捨てるものとする。

別表2（第6条関係）

項目	対象要件	加算額	補助交付期間
長期優良住宅加算	補助対象住宅が、長期優良住宅建築等計画の認定を受けたものである場合	10万円	別表第1の補助交付期間内において1回に限る。
子供同一生計加算	補助対象住宅を取得した日において、補助対象者と同居する中学生以下の子がある場合	10万円	別表第1の補助交付期間内において1回に限る。